

年 月 日

佐伯市長 様

住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

事業実施に関する誓約書

佐伯市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業により、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせるに当たり、佐伯市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記の事項を誓約します。

記

- 1 私が手術を受けさせようとする猫は、飼い主（所有者又は占有の意思をもって継続して給餌等の世話をする者をいう。以下同じ。）が存在しない、又は首輪等を装着していない等の理由により飼い主の存在を観測することができない猫です。
- 2 私は、手術を受けさせようとする猫を収容する際は、飼い猫を収容することがないように周辺住民に対し周知活動を行います。
- 3 手術を受けさせた猫が誤って飼い猫であった場合は、私が誠意をもって、当該飼い猫の飼い主に補償その他必要な対応を行います。
- 4 不妊手術又は去勢手術は、猫の耳先カット（獣医師による片方の耳の先端を V 字に切除する手術）も含めて行います。
- 5 私は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員という。以下同じ。）ではありません。また、暴力団員と密接な関係を有しません。